

[事案 27-185] 入院・手術給付金支払請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

疾病により手術を受けたが、同疾病は責任開始日以降に発生したものであることを理由に、給付金の支払いを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 12 月に契約した養老保険について、以下の理由により、疾病入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 27 年 3 月から 4 月まで、右変形性股関節症で入院し、手術を受けたので、疾病入院給付金および手術給付金を請求したが、責任開始日前の発病であることを理由に支払われなかった。
- (2)契約後の平成 27 年 1 月に、自分は右変形性股関節症という病名を聞いた。
- (3)自分は、平成 18 年 10 月から平成 27 年 1 月まで 9 年間ホテルでベットメイキングの仕事をしており、これは、体に痛みを感じていたらできない仕事である。
- (4)平成 23 年 6 月から平成 24 年 9 月までの間、数回医療機関を受診しているが、いずれも経過観察であり、治療はなされていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が平成 23 年 6 月に、同年 4 月頃から発生した右股関節痛を主訴として医療機関を受診し、右変形性股関節症と診断を受けたことは診断書等から明らかであり、同疾病は責任開始日より前に発病したものである。
- (2)責任開始前の医療機関の受診は経過観察のみであったとしても、客観的な根拠に欠け、右変形性股関節症の発生時期が契約前であることを否定できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の配偶者に対して事情聴取を行った。また本件は診断確定日が争点となっており、医師の立場からの見解も把握するため、独自に第三者の医師の意見書を入手して審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、右変形性股関節症は本件契約の責任開始期以降に発病したのではないと認められること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見いだせないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。